

KÄRCHER



KÄRCHER

ビジネスパートナー向け 行動規範

CORPORATE | COMPLIANCE

| | |
|----------------------------|----------|
| 1. 前文 | 3 |
| 2. 適用範囲 | 3 |
| 3. 私たちの企業責任 | 3 |
| 3.1. 汚職との闘い | 3 |
| 3.2. マネーロンダリング行為の禁止 | 3 |
| 3.3. 公正な競争 | 4 |
| 3.4. 関税と輸出 | 4 |
| 3.5. 情報セキュリティ | 4 |
| 3.6. データ保護 | 4 |
| 3.7. 製品の安全性と品質 | 4 |
| 3.8. 人権 | 4 |
| 3.9. 環境と気候の保護 | 5 |
| 4. ビジネスパートナーに期待すること | 5 |
| 4.1. 腐敗との闘い | 5 |
| 4.2. マネーロンダリング行為の禁止 | 5 |
| 4.3. 公正な競争 | 6 |
| 4.4. 関税と輸出 | 6 |
| 4.5. 情報セキュリティ | 6 |
| 4.6. データ保護 | 6 |
| 4.7. 製品の安全性と品質 | 6 |
| 4.8. 人権 | 6 |
| 4.9. 環境と気候の保護 | 7 |
| 5. 期待事項の遵守と実行 | 8 |

1. 前文

ケルヒャーは、国際的に事業を展開する機械エンジニアリング企業であり、高品質な製品を製造するために、多種多様な原材料、部品、サービスに依存しています。上記の部品は、地域や国境を越えたサプライチェーンを通じて調達されています。

責任ある企業として、ケルヒャーにとって、サプライチェーン内の全従業員の労働条件の改善に取り組むことは重要です。私たちの企業責任は、人と環境を等しく包含しています。

ケルヒャーは、国連（UN）、経済協力開発機構（OECD）、国際労働機関（ILO）の原則と目標にコミットしています。また、気候変動に関するパリ協定の決議に基づき、企業のエコロジカル・フットプリントの継続的な削減に貢献しています。

人と自然を大切にする私たちの世界観は、現代の経済世界がもたらす負の影響に対処するためのコミットメントを求めていました。このビジネスパートナー行動規範は、私たちがどのように企業責任を果たし（下記3参照）、ビジネスパートナーとの協力に何を期待するか（下記4参照）を示しています。この行動規範は、私たちのビジネス関係の基本をなすものです。

私たちは、ビジネスパートナーに以下の期待事項を遵守することを求めます。ケルヒャーが事業を展開する各国の法令を遵守することは言うまでもありません。私たちは、ビジネス・パートナーにも同じことを求めます。国や地域の法律がこの「ビジネスパートナーのための行動規範」の要求事項から逸脱している場合は、人と自然を保護するためのより厳しい規制を常に遵守しなければなりません。

2. 適用範囲

この「ビジネスパートナー行動規範」は、ケルヒヤーグループ各社との取引関係に不可欠なものです。

本規範は、全てのビジネスパートナー、特にサプライヤー、サービスプロバイダー、顧客に適用されます。ここでは、わかりやすくするために、「ビジネスパートナー」を総称して使用します。

ケルヒャーでは、ビジネスパートナーが自らのサプライチェーンにおいて本行動規範の要求事項を実施することを期待しています。

3. 私たちの企業責任

3.1. 汚職との闘い

ケルヒャーは、いかなる形態のホワイトカラー犯罪も厳しく拒絶します。私たちは、腐敗防止規則に違反するような商行為に強く反対します。

ケルヒャーは、ビジネス・パートナーや第三者に対して、法的に許された枠組みや社内ガイドラインの範囲内でのみ便宜を供与します。ケルヒャーは、寄付によっていかなる経済的私利私欲も追求しません。見返りを求めることも、期待することもありません。

ケルヒャーは、公務員、政府、その事務所、機関、代表者とのあらゆる接触において、誠実に行動することを約束します。

3.2. マネーロンダリング行為の禁止

ケルヒャーは、法を遵守するビジネスパートナーとの関係のみを維持します。マネーロンダリングやテロ資金供与のような犯罪に直接的、間接的に関与することは、いかなる形であれ許されません。

3.3. 公正な競争

ケルヒャーは、競合他社やビジネスパートナーと反競争的な協定を結びません。

3.4. 関税と輸出

ケルヒャーは、国際的な税務・通関規制を遵守します。

3.5. 情報セキュリティ

ケルヒャーは、自社のデータ、サービス、個人情報、従業員やビジネスパートナーの個人情報を保護します。そのために、情報セキュリティマネジメントシステムを採用しています。

3.6. データ保護

ケルヒャーでは、従業員、元従業員、ビジネスパートナー、その他の第三者の個人情報は、法律や規則で認められている範囲、あるいは本人の同意がある範囲でのみ、取得、収集、処理、使用、保存されます。

3.7. 製品の安全性と品質

ISO9001に基づくケルヒャーの品質マネジメントシステムは、当社の業務に不可欠なものです。定期的に評価し、継続的に発展させています。ケルヒャーの製品が環境やお客様の健康に与えるリスクや危険性を継続的に見直し、リスクを最小化するための対策を実施しています。

3.8. 人権

人権とは、すべての国や地域のすべての人に保障された権利と自由のことである。人権はすべての人間の尊厳を守るものです。

ケルヒャーは、国連グローバル・コンパクトの署名企業として、ビジネスと人権に関する国連指導原則に基づき、人権の遵守を戦略的に推進し、全事業所でこれを推進しています。

差別の禁止、児童労働の禁止、労働条件と強制労働の禁止、財産権。

差別の禁止

ケルヒャーは差別を許さない：ケルヒャーはいかなる差別やハラスメントも許さない。すべての従業員は大切にされ、尊重されます。

機会均等は私たちの重要な課題です。

国際的な企業として、ケルヒャーは全従業員の異文化理解を促進しています。

児童労働の禁止

ケルヒャーは、いかなる形態の児童労働も厳しく拒否し、この問題に対してゼロ・トレーラント戦略を追求しています。15歳未満の児童は雇用されず、18歳未満の従業員は特別に保護されています。

労働条件と強制労働の禁止

ケルヒャーは、いかなる形態の強制労働、体罰、従業員への脅迫、人身売買も拒否し、この問題に関してゼロ・トレランス戦略を追求しています。

- ケルヒャーにおける雇用関係は、常に自発的なものです。従業員には、合意された条件または法定条件のもとで、いつでも雇用関係を終了する選択肢があります。
- ケルヒャーは適切な賃金を支払い、法定最低賃金を遵守しています。
- ケルヒャーは、労働時間、休憩時間、休憩時間に関して、世界的に適用される条約や法的要件を遵守しています。

財産権

- ケルヒャーは、すべての人々、特に先住民の土地の権利、文化、慣習、宗教が尊重され、損なわれないように、自らの事業活動を組織します。

従業員の参加

- ケルヒャーは、従業員の参画権を尊重します。全従業員が従業員代表組織や憲法で認められた団体（労働組合など）を結成する基本的な権利を認めます。
- ケルヒャーは、信頼関係に基づき、従業員代表とオープンに協力し、建設的な対話をを行い、公正な利害の均衡に努めます。

ケルヒャーは、従業員とその代表者の権利を尊重します。

3.9. 環境と気候の保護

- 気候変動に関するパリ協定へのコミットメントや、エネルギー・環境マネジメントシステムのISO認証（ISO50001および14001）を通じて、ケルヒャーは環境と気候の保護に積極的に貢献しています。
- ケルヒャーは、カーボンニュートラルな生産を目指すなど、自らのエコロジカルフットプリントを削減し、事業活動が環境や気候に及ぼす悪影響を回避するために継続的に取り組んでいます。
- ケルヒャーは、有害物質を法的の要求事項に従って安全に取り扱います。

4. ビジネスパートナーに期待すること

4.1. 腐敗との闘い

- ケルヒャーとの取引関係は、適用される法律に従ってのみ構築・維持されます。
- あらゆる種類の利益や便宜を違法に申し出たり、与えたり、約束したり、受け取ったりすることは、慎まなければならず、防止しなければなりません。
- 影響力を行使するその他の明白でないタイプの行為も行ってはなりません。例えば、見返りが期待される場合、贈答品や寄付をしたり、食事や行事の費用を支払ったりすることが含まれます。

4.2. マネーロンダリング行為の禁止

- 当社のビジネスパートナーは、適用されるマネーロンダリング防止法を遵守し、マネーロンダリング活動に関与しません。
- 当社のビジネスパートナーは、合法的な資金源から資金を調達しなければなりません。ビジネスパートナーは、制裁リストに掲載されている人物、企業、組織と協力してはならず、テロ資金供与を支援または助長してはなりません。

4.3. 公正な競争

- 自由な競争を制限したり、歪めたりしてはならない。
- 価格、条件、市場占有率、または他の経済参加者とのその他の協調的慣行に関する違法な合意は容認されない。

4.4. 関税と輸出

- 國際的な税および関税の要件を遵守します。
- 外国貿易や禁輸規定などの輸出管理規制に違反しません。

4.5. 情報セキュリティ

- ビジネスパートナーは、機密または極秘のビジネスデータが安全に保管され、第三者による不正アクセスから保護されていることを保証する必要があります。また、データの盗難や悪用から保護するための対策も講じなければなりません。このことは、特にケルヒャーの登録または未登録の知的財産に適用されます。
- ビジネスパートナーは、効果的な情報セキュリティ管理システムを導入し、維持し、継続的に発展させることが奨励されます。

4.6. データ保護

- 個人データは、適用される規則に従い、細心の注意を払って取り扱われます。
- これは、ケルヒャーとの取引関係から直接生じる個人データだけでなく、ビジネスパートナーが顧客、サプライヤー、元従業員、その他の第三者から収集したデータにも適用されます。

4.7. 製品の安全性と品質

- 製造するビジネスパートナーは、適用される製品安全規制の遵守に最大限の努力を払わなければなりません。
- ビジネスプロセスの変更、製造方法の変更、材料や予備製品の変更により、新たなリスクが発生する可能性がある場合、ビジネスパートナーはその旨を遅滞なくケルヒャーに報告しなければなりません。

4.8. 人権

人権の尊重は協力の必須条件です。適用される人権基準に違反する行為は、いかなる形であれ、ケルヒャーが容認することはできません。

差別の禁止

- 従業員のために公正な条件を整え、均等待遇の原則を守る。
不平等な扱いは許されません。
- ビジネスパートナーは、従業員の文化や宗教の特別な側面が尊重されるようにします。

児童労働の禁止

- ケルヒャーは学齢児童の雇用を認めません。最低年齢15歳を遵守する。
- ビジネスパートナーは、夜間労働や時間外労働を認めないなど、18歳未満の若年従業員を特別に保護する。

労働条件と強制労働の禁止

- ケルヒャーは、いかなる形態の強制労働、奴隸労働、農奴制、極端な経済的搾取、性的搾取や屈辱も容認しません。
- 私たちのビジネスパートナーは、従業員のために公正な条件を作り、適切な報酬を支払うことに同意します。
- 労働時間、休憩時間、休息時間、および従業員の労働安全衛生に関して適用される国内規制を遵守する。

財産権

- 第三者の財産権を違法に妨害するような商行為は許されません。
- 当社のビジネスパートナーは、土地の不法占拠や不法立ち退きに関与してはなりません。

従業員の参加

- 従業員の結社の自由は、国内法に従って支援されます。
- ビジネスパートナーの従業員は、労働組合の結成や加入を妨げられません。
- 労働組合で活動しているというだけで、従業員が制裁を受けることはありません。

4.9. 環境と気候の保護

- ビジネスパートナーには、持続可能性の精神に則り、すべての資源を効率的かつ経済的に使用することを約束することを期待します。
- 私たち自身の環境フットプリントを削減し、化石燃料への依存を減らすという目的は、ビジネスパートナーの意思決定にも反映されるべきです。
- 私たちは、ビジネスパートナーに廃棄物の発生を防止し、リサイクルを促進するビジネスポリシーを実施するよう奨励します。
- ケルヒャーは、食料の保存と生産のための自然基盤を著しく損なう、いかなる形の環境破壊行為も容認しません。飲料水の汚染も許されません。
- 水俣条約にいう水銀および水銀廃棄物を含む製品の処理、製造、使用の禁止を遵守する。ストックホルム条約やバーゼル条約で禁止されている化学物質の輸出、製造、加工、廃棄物の取り扱いの禁止も譲れません。

5. 期待事項の遵守と実行

この「ビジネスパートナー行動規範」は、ケルヒャーにとって極めて重要です。本規範の遵守は、ケルヒャーとのすべての取引関係において不可欠です。ケルヒャーのビジネスパートナーは、本規範に記載された期待事項を認識し、これを遵守することに同意します。

ビジネスパートナーは、下請け業者やサブサプライヤーに対しても、この「ケルヒャーのビジネスパートナー行動規範」の内容を周知徹底し、それぞれの会社においてこの内容を適用し、遵守すること、あるいは、そのための対応方針を遵守することに努めます。

私たちの期待及び本第5項の義務を確実に遵守するための予防措置として、私たちは、例えば、ケルヒャーと各ビジネスパートナーとの関係のリスク評価に関連する全ての情報を提供するなど、ビジネスパートナーの積極的な参加を求めます。

ケルヒャーが実施したリスク分析により、当該ビジネスパートナーが、ケルヒャーの期待及び本第5項の義務に関連して、自ら又はそのサブサプライヤー若しくはサブコントラクターに対して、予防措置（例：トレーニング、調達戦略の調整、契約上の保証又はチェックの取得）又は是正措置を講じる必要があることが判明した場合、当該ビジネスパートナーは、ケルヒャーから要請を受けた後、不當に遅延することなく、適切な方法で、当該予防措置又は是正措置を実施しなければなりません。

ケルヒャーは、年に1回を超えない範囲で、定期的に、また、必要に応じて、監査やその他の適切な手段を通じて、ビジネスパートナーが上記の期待事項を遵守しているか、また、人権や環境に関して本第5項の義務を遵守しているかを確認する権利を有します。このような検証は、ケルヒャーの従業員又はケルヒャーがこの目的のために指示した第三者によって実施されます。ケルヒャーは、全ての検証を、合理的な事前通知をもって実施し、ビジネスパートナーの営業時間を遵守します。この点で、ビジネスパートナーは、全ての必要なエリア、書類、データセットへのアクセスを提供することが期待されます。

ビジネスパートナーが、本第5条に記載された期待又は義務を遵守しない場合、ケルヒャーは、当該ビジネスパートナーに対し、当該行為を中止させ、及び／又は当該状況を改善させるための合理的な期限を設定することができます。この期限は、人の生命、身体又は健康を保護するためにこれよりも短い期間が要求されない限り、少なくとも4週間とします。期限を過ぎても改善されない場合、ケルヒャーは当該ビジネスパートナーとの個別契約または全ての契約を解除することができます。

この「ケルヒャーのビジネスパートナー行動規範」に定められた期待に応えるためには、トレーニングコースと確立された社内プロセスが不可欠です。ケルヒャーは、必要に応じて、研修コースやさらなる教育手段のための資料を提供します。

ビジネスパートナーは、その事業活動が法的要件、適用されるその他の法的規定、及びケルヒャーと締結した契約上の合意を遵守していることを保証します。また、ビジネスパートナーは、ケルヒャーとの間で締結された契約を遵守していることを保証します。

企業コンプライアンス
ケルヒャー行動規範

2023年4月

ビジネスパートナー

ビジネスパートナーは、本規範に記載された期待事項及び本第5項に規定された義務の遵守を確保するために、自社において組織的な措置を講じるものとします。

この「ケルヒャー ビジネスパートナー行動規範」にはドイツ法が適用されます。国際物品売買契約に関する国際連合条約（CISG）は適用されません。

本「ケルヒャービジネスパートナー行動規範」に署名することにより、ビジネスパートナーは、本規約に定める期待、及び本第5項の義務及び規定を遵守することに同意するものとします：

場所、日付

署名・捺印

※株式会社●●（●● CO.,LTD.）は、別紙記載のすべての拠点を運営管理しております。

法的通知

発行者

アルフレッド・ケルヒャー SE & Co. KG
コーポレートコンプライアンス
アルフレッド・ケルヒャー通り28-40
D-71364 ヴィンネンデン
T +49 7195 14-0
www.karcher.com

発行 2023年4月